

奄美群島における軽石の大量漂着について（第7報）

標記に係る昨日（11月1日）時点の漂着状況及び関係課等の対応状況等について、下記のとおり取りまとめましたので、報告します。（下線が第6報（軽石漂着等対策調整会議資料）からの変更箇所）

1 市町村別の軽石の漂着状況・漁船の被害状況〔（ ）内は原状回復済み〕

	港湾		漁港			海岸	農地海岸		合計	前回からの増減数	漁船被害
	県	市町村	県	市町村	未指定		県	市町村			
喜界町	1	1	1(1)			2	4		9(1)		3
奄美市		6(2)	2(2)	3(1)	2	6(1)	3	2	24(6)	(▲2)	3
龍郷町		2(1)				1			3(1)		2
大和村		1				3		1	5		
宇検村						1	1		2		
瀬戸内町	1	2(1)				6	2	1	12(1)	▲2	
徳之島町	1	1			2	6	2		12	2	1
伊仙町						1			1		
天城町						1			1		
和泊町	1	1		1		2		1	6	1	
知名町				1		1			2	1	
与論町	1	1(1)		2(2)		1	1	3	9(3)	2(2)	3
合計	5	15(5)	3(3)	7(3)	4	31(1)	13	8	86(12)	3	12
増加数		(▲1)		4(2)	2	▲3			3	—	

※ 海岸の減少（3件）は、港湾に含まれるため除外したもの

※ 港湾（市町村）の現状回復の減少（1件）は、再度、軽石が漂着したもの

2 関係各部の対応状況等

(1) 土木部

○港湾空港課

- ・10月26日に与論港（茶花地区）への大量漂着を確認。国交省に災害応急（査定前着手）を協議し、10月30日着手済み
- ・その他港湾については、大きな影響なし
- ・古仁屋港（生間地区）の漂着量は少量であるが、沖合にも漂流が確認されているため、「フェリーかけろま」は加計呂麻港（俵地区）（通称：瀬相）に振替運航中

○河川課

- ・ 大島支庁が現地を確認し、撤去が必要と判断した海岸について、「海岸漂着物等地域対策推進事業」での撤去を考えており、現在、廃棄物・リサイクル対策課を通じて国に要求を行っている。

(2) 商工労働水産部

○水産振興課

漁船への被害状況

- ・ 軽石が漁船の冷却用海水に混じって取り込まれ、ストレーナー（濾し器）の詰まりや、詰まりによるオーバーヒートが生じた事例あり。
- ・ エンジン修理は漁船保険で対応可能

漁業への被害状況

- ・ 出漁状況：一部の漁業者が出漁を見合わせているとのこと報告あり。出漁出来ないことに伴う減収については漁獲共済で対応可能（国）
- ・ 養殖業：現在、一部の養殖場に軽石が流入しているとのことだが、それに伴う被害の報告なし。被害が発生した場合には養殖共済で対応可能（国）
- ・ その他：既存事業での支援が可能か確認中

○漁港漁場課

- ・ 15日（金）、水産庁から軽石漂着について連絡あり。
※沖縄県から相談を受け、鹿児島県に確認
※水産庁から災害復旧事業の対象となると連絡あり。
- ・ 水産庁に災害報告第1報（調査中）を行った。

- ・ 18日（月）、大島支庁の調査報告の結果、漁港区域内の船だまり等に漂着した軽石が出漁等に支障あり。
- ・ 水産庁に災害応急（査定前に着手）工事協議書を提出
- ・ 出漁等に支障のある県管理の早町漁港（喜界町）、宇宿漁港（奄美市）の2港について、県単事業の箇所指定を行った。（各100万円）

- ・ 20日（水）、早町漁港（喜界町）ほぼ原状回復済
- ・ 22日（金）、宇宿漁港（奄美市）ほぼ原状回復済
※災害復旧事業採択基準
県管理120万円以上、市町管理60万円以上

※災害復旧事業として認められれば予算振替予定

- ・ 市管理の小湊漁港（奄美市）は27日より回収中，崎原漁港（奄美市）は1日から回収予定と聞いている。（災害応急対応）
- ・ 町管理の茶花漁港（与論町）は27日より回収し，29日に原状回復済み。

(3) 農政部（農地整備課）

- ・ 県管理の農地海岸の内，6海岸において「海岸漂着物等地域対策推進事業」の追加要求を要望中
- ・ 市町村管理の農地海岸の内，4海岸において「海岸漂着物等地域対策推進事業」の追加要求を要望中

(4) 環境林務部

○廃棄物・リサイクル対策課

- ・ 10月15日（金），軽石の処理が海岸漂着物等地域対策推進事業（国庫補助率：奄美，離島9/10，地元負担分の80%には特別交付税措置あり）の対象となるか，環境省に照会
- ・ 18日（月），環境省から，国庫補助事業の対象となる旨の回答
- ・ 22日（金），軽石の処理方法として，土捨て場での処理が可能なことを環境省に確認
- ・ 27日（水），環境省から，補助金の追加配分の検討のため要望額の提出依頼あり（11/2締切 → 10/29締切に変更）
- ・ 29日（金），環境省に現時点における補助金追加要望を提出（補助金額108百万円。奄美群島：12市町村，県：漁港漁場課，農地整備課，河川課，港湾空港課）
- ・ 11月1日（月），環境省に対し，補助金の確保について要望活動を実施

○自然保護課

- ・ 軽石除去作業は通常の管理行為であることから，自然公園法における許可は不要
- ・ 作業用重機の海岸等への乗り入れについては，特別保護地区である奄美市住用のマングローブ林の一部を除き，乗り入れ規制区域はないため，許可は不要

(5) 総合政策部（交通政策課）

- ・ 奄美航路：通常運航
- ・ 瀬戸内航路（フェリーかけろま）：

10月19日以降生間港行き（第2，4，6便）に一部欠航が生じ，22日以降は第2，6便を瀬相港行きに振り替えて運航（第4便は運休）

- ・瀬戸内航路（せとなみ）：通常運航

(6) 観光・文化・スポーツ部（観光課）

- ・10月28日一般社団法人ヨロン島観光協会より，軽石が海域に打ち寄せたことにより，ダイビングやグラスボートに一部キャンセルが出ているとの情報提供あり。
- ・11月1日一般社団法人ヨロン島観光協会からの聴き取りによると，ダイビングやグラスボートはほとんど営業ができていないとのこと。

3 関係機関の対応状況等

(1) 海上保安庁第十管区海上保安本部

- ・10月11日以降，航空機等による調査を行い，複数の軽石らしき物を確認した。
- ・調査結果については，航行警報，海の安全情報，AISメッセージ，ホームページにて情報提供を実施するとともに，関係機関と情報共有を図っている。

(2) 九州地方整備局

- ・鹿児島港湾・空港整備事務所 名瀬港出張所において情報収集中
- ・海洋環境整備船（回収船）による回収を検討中
- ・10月31日，11月1日，防災ヘリ「はるかぜ号」による海上調査を実施するとともに，調査状況映像を関係機関と共有

(3) 九州財務局鹿児島財務事務所

- ・軽石の仮置き場等に使用可能な国有財産リストを県に提供し，県から管内の関係課，市町村へ情報提供済

(4) 九州電力送配電(株)鹿児島支社

- ・与論町の発電所の運転状況については，取水口にネットを設置し，適宜，設備（フィルターなど）の臨時点検を実施しており，現時点で支障は生じていない。
- ・発電用の燃料については1か月分以上の備蓄がある。発電用燃料タンカーが接岸できなかった場合の対策については検討中である。